

第2回 江南市中小企業振興基本条例 検討委員会 会議録

●日 時 平成31年2月21日(木) 午前9時30分～午前10時25分

●場 所 市役所3階 第3委員会室

●出席委員 7名 (敬称略・順不同)

中部大学経営情報学部教授	森岡 孝文
江南商工会議所事務局長	遠藤 和幸
株式会社林商店代表取締役	林 康雄
森永乳業株式会社中京工場長	重野 英明
江南金融協会会長	早川 徹也
愛知県産業労働部産業労働政策課主幹	鶴飼 司
江南市経済環境部長	武田 篤司

●事務局

商工観光課長	山田 順一
主査	長谷川 悟
主任	西村 高幸

●傍聴者数 1人

●配付資料

- ・江南市中小企業振興基本条例(素案)
- ・江南市中小企業振興基本条例(素案)の変更箇所及び変更案について

●参考資料

- ・江南市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱

開会(午前9時30分)

1. 委員長あいさつ

《傍聴人入室》

2. 議事(1) 前回の委員会での意見について

事務局 前回の委員会での意見についての説明の前に、条例素案の再検討、再チェックによる修正箇所について説明します。最初に、前文下から3行目ですが、「改めて小規模事業者を含む中小企業 業者」としておりましたが、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法で使われている名称と合わせ「改めて小規模企業者を含む中小企業者」に修正しています。

続いて、第2条第2号ですが、「商店振興組合」としていたものですが、「商店街振興組合」と修正しました。（商店街振興組合法に基づくもの。）第5条第3項ですが、「中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。」としていますが、第1条において、中小企業の振興に関する施策、これを以下「中小企業振興施策」という。としていますので、「中小企業者は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。」と修正しています。

第6条第1項ですが、「課題解決に向けた事業計画の策定の支援等の専門性の高い支援を通じ」としていますが、分かりにくく、非常に読みづらいことから、「課題解決に向けた事業計画策定支援等の専門性の高い支援を通じ」と修正しています。

第7条第1項ですが、第5条第3項の修正と同じ内容となりますが、「中小企業振興施策」の振興が抜けてましたので、修正しています。

第9条第1項ですが、後ほど説明しますが、「地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に」としていますが、他との統一を図るために「地域経済の活性化及び市民生活の向上に」と修正しています。

第10条第2号ですが、「中小企業の創造及び中小企業者の新技術開発を促進すること。」としていますが、他の各号と統一を図るために、「中小企業者の創造及び新技術開発を促進すること。」と修正しています。

引き続き、第1回の検討委員会にていただいた意見について、検討しました結果を説明します。

最初に、①地域社会の発展、地域経済の活性化の統一についてです。「第3条第2項の地域社会の発展について、前文や他条文では地域経済の活性化を用いているところであるため、統一したほうが良い。」という意見につきましては、「地域経済の活性化が、地域社会の発展につながり、これにより市民生活の向上につながる。」ものと考えています。こうしたことから、第3条第2号の地域社会の発展としていました箇所を他の箇所と同様地域経済の活性化としました。

続きまして、②事業承継について、創業支援についてです。

「第10条に事業承継を加えてはどうか。」との意見につきましては、第10条第6号に、「中小企業者の事業承継を支援すること。」として新たに位置付けました。また、同様に「創業推進支援を加えてはどうか。」との意見につきましても同条7号に、「創業を促進すること。」として追加しました。

こちらにつきましては、理念条例にどこまで具体的に明示するかということと、このテーマは時限的な問題でなく継続的な問題であるのかが検討事項でした。

理念条例にどこまで具体的に明示するかについては、第10条の（施策の基本方針）については、この規定に基づき、今後の施策展開がなされる

ため、ある程度、具体的である方が良いと判断しました。

続いて、このテーマが今だけの時限的な問題かについては、中小企業の事業承継や創業を支援し、企業数を維持、増加させることは、今後も続く、継続的な課題であると判断したことから、記載することとしています。

関連しますが、「第10条第2号の創造は創業を意味しているか。それとも新商品製品の開発を意味しているのか。」といただきました件につきましては、こちらは新商品、新製品、新サービス等を生み出すことを意味しています。

なお、同条第8号に「中小企業振興施策等の情報を周知すること。」を加えました。これは、市や様々な支援機関などが実施する施策を知らない、もしくはよくわからないとのことから、取り組む必要性が高いと判断し、基本方針に追加しています。

続きまして、③基本理念の規定経緯につきましては、補足としまして、この条例素案の作成経緯を説明します。

最初に条例素案を作成したのは、前回の検討委員会で経過状況として報告しましたが、江南市中小企業振興基本条例（仮称）推進懇談会です。

ここで意見交換するためのたたき台を、愛知中小企業家同友会江南岩倉地区が中心となり、他事例を参考としつつ、作成されたものです。

その後、そのたたき台で意見交換を行い、その意見を踏まえ取りまとめて、市に提出されました。

その提出されました素案を事務局で再検討したものが、皆様に提示します条例素案となっております。

続いて、各号ごとの考え方としまして、第1号は、中小企業者自らが、取り巻く環境の変化に適応し、自らの事業活動に工夫を加え、努力をすることが重要であることを規定しています。

第2号は、中小企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たし、必要な存在であるという認識を、中小企業振興に係る全ての者が持つことを規定しています。

第3号は、中小企業者を含む中小企業振興に係る全ての者が、協働して中小企業振興に取り組む必要があることを規定しています。

以上の3項目は、中小企業基本法の基本理念、小規模企業振興基本法の基本原則に合致し、江南市の中小企業振興基本条例の根幹となる理念と考えているものです。

委員 事業承継、創業の促進を盛り込んだことについて、数を維持していくことが必要だという説明があったが、数というものはどうしても減っていく。数を維持するためにやるのではなくて、苦勞している企業を途絶えさせてはいけなという視点で規定したほうがいい。創業支援をするということはいつの時代であっても新しいサービスを生み出したりして、重要なニーズであるということはある。

委員 企業数はキープしないと行けない。大きく減って行けない。創

業を支援し、少しでも新規創業が増加するようにしていくべき。第10条の8項ですが、中小企業振興施策等の情報を周知することですが、これはその通りだと思う。積極的に発信して、周知徹底していただきたい。

(2) 委員会後の意見について

①市の責務、市長の責務について

事務局 続きます。委員会後にいただきました委員からの意見について説明します。市の責務、市長の責務についてといたしまして、現状、「市の責務」や「市は、何々しなければならない。」などと条文で規定していますが、責任の所在を明確にするためにもここを「市長の責務」や「市長は、」として欲しいというものです。こうした意見を踏まえ、第4条のタイトルに市長を加え、同条第1項の「市は、基本理念にのっとり、」を「市長は、基本理念にのっとり、」としています。同様に第11条12条も市長は、としています。

委員 中小企業者の場合は、中小企業者という形で責任が非常に表記されている。市という表記だけではやはり責任の所在がやや曖昧に感じられる。以上の理由から、市ではなく、市長で明記をお願いしたい。

委員 市は法人。法を規定する際に市としてあっても何ら問題はない。市長というのは、公的である市の執行機関の長ということで、最終責任を負うものであるというのは、地方自治法にも規定されていること。敢えて使い分ける必要性はないと考える。

委員 市も市長も同じように感じる。

委員 市長というのは、市民の代表と認識している。この条例そのものも誰のための条例かと考えると、やはり市民のための条例。市民を代表する市長の決意が明記されていると市民に対して分かりやすいのではないかと。

事務局 委員からの意見を参考に、一旦持ち帰り、法制執務部門等と協議します。

②施策の推進に係る措置について

事務局 続きます。②施策の推進に係る措置についてといたしまして、「施策の推進に係る措置」第11条につきまして、修正前は、「市は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取するため、会議の設置や調査等により、中小企業の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」としていますが、こちらをより実行性を持たせる表現として欲しい。というものです。

こうしたことから、第11条は「市（長）は、中小企業振興施策の推進に当たって、次に掲げる措置を講ずるものとする。第1号中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取するための会議を設置する。第2号中小企業の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果を公表する。」としています。

委員 　あまり変わっていない。明確に書いたということと認識している。

委員 　明確に会議を設置すると断定してある。

委員 　会議名を明らかにして、会議をやっていただくことをお願いしたい。

委員 　その結果を公表するとあるが、その結果というのはどの結果を指すのか。検討を加えた施策の結果ということなのか。把握して、施策に検討を加えて、その検討を加えた結果を公表することなのか。会議を設置して、その会議で検討してその結果を公表するという意味なのか。

事務局 　検討した結果を公表するものと認識しています。

委員 　市がやる施策でしたら、当然公表されると思う。検討を加えたものが公表されると思うのですが、検討を加えた結果、常に施策を公表しながら進めていくような感じなのか。

委員 　結果とは何の結果なのか。検討を加えた結果、こういうものが出てきたので、このような施策を実施して、それについての効果の公表も含まれるのではないかと。ただ施策を立てただけで応募者がゼロだ、今度は応募者がゼロだということに対してどういうふうに対策を立てていって、やっていくのか。あるいは施策の中に、利用する方の希望を反映されなかったのではという、またさらに検討してやっていくということ。結果の内容をもう少し明確にした方がいいと思う。効果を入れるのは、効果も公表されたほうがいいのではないかと。実際にこういう施策をして、何件応募があって、どれだけの金額の補助金を出したとか。イメージを形にして検討していただけたほうがよいのではないかと。思う。

委員 　実際に会議を開いていくことになるだろうが、情報公開をすることになっているので、なにかしらの形で公表することにはなるのではないかと。

委員 　1号では会議を設置すると。会議は意見を聴取するとある。2号では状況を把握するとある。多分会議の中で状況を把握するのではないかと。思うが、施策が出てきたり検討したりするのではないかと。そう解釈すればいいのであるが、1号と2号のつながりがわかりにくい。会議はする。でも、会議の内容は意見を聴取。明確にした方がいいのではないかと。

委員 1号の会議というものが意見を聴取するための会議だということなので、例えば仮に施策を検討するなど、そういう会議ではない。2号ではそういうものも含んでいる。そのへんの整合性がとれていないのではないかと。

委員 聴取するためだけの会議、ということですよ。

委員 会議は意見を聴取するためだけのものではなくて、あるいは意見を聴取した後、それを施策に反映する会議なのか、という施策を反映する会議をするかどうか分からないけども、そこがないので2号とつながりにくい。もしそれがあれば、意見を聴取する会議か、施策を検討するか、別々にするのか、同じでやるのか。その会議の結果に対して適宜検討を加え、公表するのか。意見の聴取だけではなくて、その意見に基づいた施策の検討を含めるということも明記すれば、より明確になる。これだと、意見の聴取だけの会議ではないのか。その後、意見の検討を加えるだけで、だれが検討を加えて、だれがそれについて意見を言ったのか。市の方でやられただけでは意見の状況だけしか聞いてない。私の意見としては、聴取し施策策定のための会議を設置する。そういった感じで、考え直ししてもらえるといい。

委員 法令というものは10人いたら10人読んだときに同じように解釈できるようにしないとイケない。読んだときに分かるようにもらえたらいい。その結果というものは、もし意図されているところがあるなら、それがわかるように書いてもらえたらと思う。意見聴取、施策の検討という話も検討してもらいたい。意見を聴取するという事は聴取するだけで終わることは毛頭ない話である。施策の検討のために意見を聴取するという事は当然だと思う。

委員 市と市長の話があったが、主語が市長に変わって、しかも努めるがやるという、かなり強くなっている。今後の展望として、施策の検討までこの会議でやるのかということであればここに明記したほうがわかりやすいと思う。

委員 ここは事務局の方に一任という方向でよいのでは。結果を提案してもらいたい。

(3) 新たな検討事項について

① 中小企業、小規模企業について

事務局 続きまして、新たに検討いただきたい事項について説明します。第1回検討委員会の折に説明しましたが、中小企業振興基本条例は制定する自治体により様々です。一部の自治体などにおいては、中小企業・小規模企業振興基本条例などと併記した条例を制定されている事例もあります。現在の素案については、中小企業に小規模企業は含んでいるという考えから、

条例名に併記していませんが、前文において、下から3行目に「改めて小規模企業者を含む中小企業者が」という記述をしています。前文にて小規模企業者を記載していることから、第2条第1号の定義にも、中小企業者の定義内に小規模企業者を含む記載を追加しました。また、第8条第1項「経営相談等の支援を行うことにより、中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。」を「経営相談等の支援を行うことなど、中小企業に協力するよう努めるものとする。」と修正しました。これは中小企業基本法には成長発展を目的としていますが、小規模企業振興基本法には継続的な発展を目的としていることから、整合を図ったものです。

委員 この中小企業の中には当然小規模企業者も含まれている。江南市の場合、小規模企業の方が圧倒的に多い。特に中小企業という包括的な話ではなくて、小規模企業者も明記したほうがよいのではないか。

委員 平成25年以前は中小企業基本法のうち、中小企業者等うち小規模企業者となっていて、それから小規模事業者支援法というのがあって、二本立てとなっていた。それで定義が違って、中小企業基本法のうちの小規模企業者の定義は製造業では20人以下。卸売業、サービス業、小売業では5人以下という定義で、旧法の小規模事業者支援法も同じ定義だった。ただ定義が変更になって、中小企業基本法の小規模企業者の定義はそのままになっているが、小規模事業者支援法の中の、小規模事業者の定義をサービス業のうち、宿泊業、娯楽業を20人以下に大きくした。それがあって、中小企業基本法だけではなくて、小規模事業者支援法の小規模事業者も明記してほしいという、意味合いで質問が出たのではないか。明確にするのでしたら、中小企業基本法のうちは小規模企業者、という明記になっていて、小規模事業者支援法の方は、小規模事業者となっている。例えば、小規模企業者・小規模事業者。そうすると、小規模事業者支援法の対象の人も入っている。ただし、ロジック的にはおかしなところもあって、小規模企業者の方が、定義の限定で人数が少ない。どうするかを事務局へ一任したい。

《異論なし》

事務局 中小企業者の中に含むという表現の上で、あと追加するかどうかということではよろしかったでしょうか。

委員 良いと思う。この施策を作った時に中小企業者の方を念頭に置いて作っていると思うので、別枠の方にも一本立ての小規模事業者支援法のところがあるので、企業者と事業者は違うと考えるのか、両方とも含めて考えるのか。ということになるのではと思う。名前が違うということは、対象が違うということで、施策もそれぞれ違う施策が出てきているので、それをどうしていくのか、事務局の方で検討してほしい。

3. その他

《事務局より次回日程について説明》

閉会（午前 10 時 25 分）

江南市中小企業振興基本条例（素案）

江南市は、濃尾平野の北部、木曾川の南岸に位置し、古来より人々が集い生活を営み、多くの戦国武将を育み、活躍した地域です。

産業では、明治時代に養蚕が盛んになり、絹織物産業が行われるようになりました。戦後、高級カーテンなどの室内装飾織物の分野では、全国から高い評価を得ています。絹織物産業だけでなく様々な業種の企業が互いに支え合い、成長をとげてきました。

こうしたなかで、市内の事業所の大半を占める中小企業者は、様々な団体等と連携し多様な事業活動を通じ、地域循環型経済の基礎であり続けるとともに、人材育成や雇用創造の中心的な役割を果たしてきました。

近年、経済の国際化が急速に進んだことによる企業間競争の激化に加え、少子高齢化や人口減少、消費構造の変化など、中小企業を取り巻く環境は激変してきました。そのうえ、経営者の高齢化、後継者不足、事業承継などの課題が、深刻になっています。

人も地域も生き生きとし、賑わいと魅力あふれる江南市であり続けるためには、地域循環型経済を活性化させ、多様で活力ある自立的発展を継続していくことが重要です。そのためにも、改めて小規模企業者を含む中小企業者が地域経済の重要な担い手であることを認識すると共に、市民・企業・行政の総力を結集させ、豊かな市民生活の実現と中小企業の振興を図るために、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業の振興に関し、市、中小企業者等の責務や役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策（以下、「中小企業振興施策」という。）の基本事項を定める事により、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定するもの （小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項に

規定する小規模企業者を含む。)であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 中小企業団体 商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を営むもので、市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 中小企業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと。
- (3) 市、中小企業者、中小企業団体、大企業者、金融機関及び市民が中小企業の果たすべき役割の重要性を理解し協力して行われること。

(市長・市の責務)

第 4 条 市長は、基本理念にのっとり、中小企業の実態の的確な把握に努めると共に、中小企業振興施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、中小企業振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力を努めなければならない。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、地域内の中小企業の受注機会の増大に努めなければならない。

(中小企業者の責務)

第 5 条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第 2 条第 2 項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければならない。

- 2 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を認識し、地域社会へ貢献及び市民生活の向上に資するよう努めなければならない。
- 3 中小企業者は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の役割)

第 6 条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営課題に対し、課題解決に向けた事業計画策定支援等の専門性の高い支援を通じ、中小企業の経営力の強化に努めるものとする。

- 2 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(大企業者の役割)

第 7 条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(金融機関の役割)

第 8 条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の安定化並びに新たな事業展開等の経営の改善及び向上に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談等の支援を行うことなど、中小企業に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者との連携及び協力を努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第 9 条 市民は、中小企業振興施策が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第 10 条 市は、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業者の創造及び新技術開発を促進すること。
- (3) 中小企業者の資金調達を円滑化すること。
- (4) 中小企業者の産学官連携を促進すること。
- (5) 中小企業者における人材の確保及び育成を支援すること。
- (6) 中小企業者の事業承継を支援すること。
- (7) 創業を促進すること。
- (8) 中小企業振興施策等の情報を周知すること。

(施策の推進に係る措置)

第 11 条 市長は、中小企業振興施策の推進に当たって、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者、中小企業団体、市民等の意見を聴取するための会議を設置する。
- (2) 中小企業の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果を公表する。

(財政上の措置)

第 12 条 市長は、中小企業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。